

R8 ごみ分別説明会 質疑・回答一覧表

質問内容	回答
①ごみの分類について	
Q1.缶のキャップは埋め立てごみになりますか？	A1.缶のキャップはこれまでと同じ分類で、今後は燃やせないごみになります。
Q2. balan は資源プラスチックとして捨てる事が出来ますか？	A2. balan は、洗って資源プラスチックとして捨てていただけます。
Q3.洗剤の容器など、プラマークがあるものはプラ資源として出せますか？	A3.プラマークのあるものなど、従来はその他プラとしていたものもプラ資源として出させていただきます。
Q4.たれの袋など洗うのが難しいプラスチックは燃やせるごみとしても良いですか？	A4.再資源化の促進のため、これまで通り洗ってプラスチック資源としていただくようお願いします。
Q5.PET のマークがあるごみを捨てた際に持って行けなかったことがあったのですが、透明なものでないと捨てられないのでしょうか？	A5.収集側の間違いと思われますので、今後そのようなことがあれば役場へご連絡ください。確認して事業者と共有します。
Q6.ペットの砂は埋め立てごみのままで変わりますか？	A6.ペットの砂はこれまで通りで、分類は燃やせないごみになります。ペットのふんについてはこれまで炭化紙ごみで、今後は燃やせるごみになります。
Q7.釘を取り外せない木材についてはどの区分で出したら良いですか？	A7.釘を取り除き、木材を燃やせるごみに、釘を燃やせないごみに出していただきます。どうしても取り外せない場合は、指定ごみ袋に入るものは燃やせないごみに、入らないものは大型ごみになります。
Q8.その他紙とは何ですか？その他プラスチックの名称変更と合わせて分かりやすい名前に変更できますか？	A8.その他紙とは紙マークのついている紙ごみです。 その他紙の名称は名寄地区衛生施設事務組合の条例で定められているもので、下川町だけで変更することはできません。

②分別方法や捨て方について	
Q9.大型ごみのサイズや重さはどのように判別して捨てたら良いですか？	A9.捨てる際に測って出していただきます。明らかにサイズや重量を超過しているものは収集しない場合があります。
Q10.ペットボトルのラベルは、はがさないで捨てても良いですか？名寄市では、はがさなくても良いこととなっています。	A10.ペットボトルはラベルとキャップをはがし、洗ってから捨ててください（名寄市でも同じ取扱いです）。
Q11.粗大ごみをひとまとめにする際の基準について教えてください。	A11.持ち上げた際にバラバラにならず、一つのものとして扱える状態であることが基準となります。
Q12.大きなごみで重さを測れないものについては、目安で出しても良いですか？	A12.重さを測れない場合は、事前にご相談いただければ判断するなどの対応をします。また、ご自身で持ち上げられないような大きなものは、収集運搬業者へ相談してください。
Q13.ペットボトルや缶は潰さず出すようになりますか？ また、粗大ごみは解体して出してもいいですか？その場合、回収の可否や料金は元の大きさを参照して回収しないなどの取扱いになりますか？	A13.ペットボトルは、4月1日以降は潰して出していただくようになります。また、缶はこれまで同様潰さないで出してください。 粗大ごみは解体して出しても構いません。料金と回収の可否は、元の大きさではなく、解体後の大きさを参照します。
Q14.これまでのごみ袋は使えますか？	A14.当面の間使えることとする予定で、期間については今後検討していきます。ただし、4月1日以降は新しい分別区分でごみ袋に入れてください。
Q15.従来の指定ごみ袋を引き続き使用する場合、新しいごみ袋のどれに対応しますか？	A15.従来の指定ごみ袋は、炭化生ごみは生ごみに、炭化紙ごみは燃やせるごみに、埋め立てごみは燃やせないごみにそれぞれ対応して使用いただけます。
Q16.ごみ処理券はどこで販売されますか？	A16.これまでごみ袋を取り扱っていたところで販売されます。
Q17.今のごみ処理券は今後も使えますか？ その場合、ごみ処理券と大型ごみ処理券のどちらとして使用できますか？	A17.今のごみ処理券は、今後も「ごみ処理券」として使用することができます。使用できる期間については現在検討中です。
Q18.直接持ち込みの場合は指定ごみ袋やごみ処理券は不要ですか？	A18.その通りです。

<p>Q19.生ごみの処理では袋裂きの作業が大変と聞いたが、ステーションにバケツを置いて、指定ごみ袋を使わないで回収する方法はどうでしょうか？</p>	<p>A19.収集にパッカー車を使っていることや、長時間放置できないため決まった時間に取りにいかねばならず収集が非効率になってしまうため難しいと考えています。</p> <p>また、土壌改良施設やストックヤードへの持ち込みも衛生面から受け入れが難しいことから、引き続き指定ごみ袋での回収とし、指定ごみ袋を使わない方法は継続して検討していきます。</p>
<p>Q20.処理券の種類や枚数は、出す側が判断しても良いですか？</p>	<p>Q20.その通りです。一つ一つのごみをすべて量ることは難しいため、相互の信頼関係の中で収集していくことになります。</p>
<p>Q21.充電式電池回収について、回収・運搬方法はどのようになっていますか？危険ではないですか？</p>	<p>A21.JBRC が用意する回収缶を使用しています。運搬の振動などは危険ではなく、絶縁不足による漏電の火災リスクが大きいため、絶縁の案内と出荷時の再確認を行い、危険防止を図っています。</p>
<p>Q22.充電電池は色々な種類がありますが、回収はできますか？</p>	<p>A22.充電式電池回収では、リチウムイオン、ニッケルカドミウム、ニッケル水素の種類を回収しています。また、JBRC の無料回収を使用していますが、対象外品であっても回収・処理をしています。</p>

③町民向けの周知について	
<p>Q23.分別便利帳を作る際、辞典の部分はどのようにして作成していますか？町民からアンケートなどは取っていますか？</p> <p>辞典に出し方が乗っておらず、ごみを回収されなかったことがあります。</p>	<p>A23.分別便利帳の辞典部分は、4町村で品目を出し合い、相互に確認しながら作成したリストを基に作成していきますので、アンケートの実施は予定していません。</p> <p>回収されなかったごみについては、様々な理由が考えられますので、回収されず原因がわからなかった場合はそのまま役場へご相談ください。</p>
<p>Q24.ステーションで回収されなかったごみがあった場合に、回覧などで周知することはできますか？</p>	<p>A24.回覧での周知は可能ですが、全町的に発生しているものでなければ個別に確認・説明を行う方が効果的ですので、個別のステーションの事案では、回覧での周知は考えておりません。</p> <p>各公区の衛生推進員や役場へ個別にご相談ください。</p>
<p>Q25.分別便利帳や A3 の表は作成されますか？LINE の検索リストは更新されますか？</p>	<p>A25.分別便利帳、A 3 の表は新たに作成して配布します。LINE 検索機能は、変更する日に合わせて差し替えする形で更新します。</p>

④その他の質問	
Q26.ごみ袋のまとめ買いへの対応はどうなっていますか？	A26.現在のところ、買い占めが行われているとの情報はなく、特段対応は行っておりません。指定ごみ袋の在庫は十分にありますので、必要な分を買ってお使いください。
Q27.販売する店舗への対応はどうなっていますか？	A27.今後事業者説明会の開催を予定しており、現在調整中です。
Q28.差額券は発行しますか？	A28.現在検討中です。
Q29.ごみの例として枝木が使われていますが、再利用する施設の紹介などはされますか？ また、大型ごみとして出された枝木は破碎後に燃やされることになりますか？ バイオマス原料として再利用はできませんか？	A29.今回のスライドはあくまでも説明会用のため、再利用の案内などは行っておりませんが、分別便利帳など配布物を作成する際は周知できるよう検討します。 また、大型ごみとして出された枝木は破碎選別処理となります。 バイオマス原料の製造としては木質原料製造施設がありますが、受け入れは一定の量があるものにかぎり、収集したものを持って行くことはしていません。また、泥がついていたり、規格が一定以下のものは受入できない場合などがあります。
Q30.ごみが路上に散乱していた際、これまでごみ拾い後に一時保管してクリーン作戦の時に出示していましたが、それ以外のタイミングでも出すことはできますか？	A30.役場へご連絡いただければ、クリーン作戦期間以外でも不法投棄ごみとして無償受入できます。
Q31.指定ごみ袋を買い物袋として使用することについて、検討状況はどうなっていますか？	A31.検討を進めましたが、販売店のレジ業務が煩雑になること等を踏まえ、これまで通りのまとめ売りとしてさせていただくこととしています。
Q32.これまで朝 8 時からクマやシカなどの駆除動物の死がいを受け入れしてもらっていたのですが、今後はどうなりますか？	A32.廃棄物処理場にある冷凍コンテナを移動させる予定があり、役場内部で調整・検討中です。詳細が決まったら別途お知らせします。